

核酸合成受託・カスタム CAP アナログ合成受託

業務実施要領

当社が提供する「核酸合成受託」および「カスタム CAP アナログ合成受託」(以下、本業務)は、個別の契約において別途定めない限り、以下の要領に基づき実施いたします。ご依頼前に内容をご確認いただくようお願いいたします。

1. 受注について

本業務の委受託は、当社が提示する見積に対して依頼者が発注することで成立します。「発注」は様式を問わない「発注書」を当社に提示することで成立します。口頭での依頼は「発注」とならないことにご注意ください。メール等の文書での「発注」をご希望される場合、以下の項目を含んだ場合は「発注書」として取り扱います。

- a. 見積番号
- b. 製品名
- c. 金額
- d. 納期

なお、発注書の提示をもって、依頼者は本要領の全条項に同意したものとみなします。

2. 成果物の権利について

当社のサービスにより作製または取得した合成方法を除く全ての成果物の所有権、知的財産権は委託者に帰属いたします。ただし、知的財産権に関する調査および適法性確認の責任を当社は負わず、また、作製または取得した成果物が第三者の権利を侵害しないものであることを当社が保証するものではありません。

3. 成果物の保証について

当社は成果物が事前に提示した純度、量であることを保証いたします。また、当社は成果物が依頼者の特定の目的に適合すること、又は成果物を用いた試験結果が期待通りであることを保証するものではありません。

4. 提供情報の秘密保持について

当社は、検討・業務遂行にあたり、依頼者から提供又は開示を受けた一切の情報、業務の実施の過程で知り得た依頼者の技術上及び業務上の秘密ならびに検討・業務遂行によって得られた一切の成果(データ、情報を含む)を秘密として保持し、これを第三者に一切開示・提供・漏洩



しません。ただし、次の各号に該当するものを除きます。

- (1) 依頼者から開示された時点において、既に公知のもの、または、既に当社が知得していることを書面により証明できるもの
- (2) 依頼者から開示された後、当社の責に帰せられない事由により公知となったもの
- (3) 正当な権限を有する第三者から当社が秘密保持義務を伴わずに合法的入手したことを書面により証明できるもの
- (4) 本情報等によることなく独自取得したことを書面により証明できるもの
- (5) 依頼者の書面による事前の承諾を得たもの
- (6) 当社が、自社の経営管理、資金調達、又は監査等の正当な業務上の必要性に基づき、弁護士、会計士、又は秘密保持義務を負う投資家等に対し、作業詳細を含めずに開示するもの

本項の有効期間は、問合せ日より 5 年間といたします。

5. サービス実施要領の同意について

見積書あるいは契約書提示の際に、本要領を提出いたします。見積書に基づく発注あるいは契約締結により、本要領について同意されたものといたします。本要領に記載されていない事項については、都度協議を行うものといたします。

【改訂履歴】

2026 年 6 月制定



株式会社ナティアス

NATiAS Inc.

住所：〒650-0047

兵庫県神戸市中央区港島南町 5 丁目 5-2

神戸国際ビジネスセンター

TEL：078-599-9495

登録番号:T3-4700-0101-5352